

世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| ○世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例 | ○世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例 |
| 昭和62年7月1日条例第34号 | 昭和62年7月1日条例第34号 |
| 改正 | 改正 |
| 平成元年9月27日条例第52号 | 平成元年9月27日条例第52号 |
| 中略 | 中略 |
| 令和3年6月25日条例第43号 | 令和3年6月25日条例第43号 |
| 令和4年6月24日条例第22号 | 令和4年6月24日条例第22号 |
| 令和4年12月9日条例第61号 | 令和4年12月9日条例第61号 |
| 令和5年6月27日条例第52号 | |
| <p>第4条 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合（以下「容積率」という。）は、別表第2から別表第4までの計画地区に応じ、それぞれ別表第2の計画地区にあつては同表イ欄、別表第2の2の計画地区にあつては同表イ欄、別表第3の計画地区にあつては同表ア欄、別表第4の計画地区にあつては同表イ欄に掲げる数値以下でなければならない。ただし、別表第2イ欄に計画地区内の公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の最高限度（以下「暫定容積率」という。）及び当該計画地区の特性に応じた建築物の容積率の最高限度（以下「目標容積率」という。）が定めてある場合においては、法第68条の4の規定により当該計画地区の地区計画の内容（暫定容積率を除く。）に適合し、かつ、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めた建築物については、暫定容積率を適用しない。</p> <p>2 前項に規定する容積率の算定の基礎となる延べ面積には、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物</p> | <p>第4条 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合（以下「容積率」という。）は、別表第2から別表第4までの計画地区に応じ、それぞれ別表第2の計画地区にあつては同表イ欄、別表第2の2の計画地区にあつては同表イ欄、別表第3の計画地区にあつては同表ア欄、別表第4の計画地区にあつては同表イ欄に掲げる数値以下でなければならない。ただし、別表第2イ欄に計画地区内の公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の最高限度（以下「暫定容積率」という。）及び当該計画地区の特性に応じた建築物の容積率の最高限度（以下「目標容積率」という。）が定めてある場合においては、法第68条の4の規定により当該計画地区の地区計画の内容（暫定容積率を除く。）に適合し、かつ、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めた建築物については、暫定容積率を適用しない。</p> <p>2 前項に規定する容積率の算定の基礎となる延べ面積には、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和)に次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として、当該各号に掲げる建築物の部分の床面積は算入しない。</p> <p>3 第1項に規定する容積率の算定の基礎となる延べ面積には、建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（以下この項及び第5項において「老人ホーム等」という。）の用途に供する部分（法第52条第6項各号に掲げる建築物の部分を除く。以下この項において同じ。）の床面積（当該床面積が当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1）は、算入しない。</p> | <p>がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和)に次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として、当該各号に掲げる建築物の部分の床面積は算入しない。</p> <p>3 第1項に規定する容積率の算定の基礎となる延べ面積には、建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（以下この項及び第5項において「老人ホーム等」という。）の用途に供する部分（法第52条第6項の政令で定める昇降機の昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。以下この項において同じ。）の床面積（当該床面積が当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1）は、算入しない。</p> |
| <p>(略)</p> <p>5 第1項に規定する容積率の算定の基礎となる延べ面積には、法第52条第6項各号に掲げる建築物の部分の床面積は、算入しない。</p> <p>(略)</p> | <p>(略)</p> <p>5 第1項に規定する容積率の算定の基礎となる延べ面積には、法第52条第6項の政令で定める昇降機の昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積は、算入しない。</p> <p>(略)</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>8 第1項に規定する容積率の算定の基礎となる延べ面積には、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）<u>第11条</u>の規定に基づき、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物（以下この項において「計画に係る建築物」という。）の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定める設備を設ける部分の床面積の合計（当該床面積の合計が計画に係る建築物の延べ面積の10分の1を超える場合においては、当該計画に係る建築物の延べ面積の10分の1）は、算入しない。</p> <p>付 則 この条例は、昭和62年8月1日から施行する。 中略 附 則（令和4年6月24日条例第22号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（令和4年12月9日条例第61号） この条例は、公布の日から施行する。 <u>附 則（令和5年6月27日条例第52号）</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> | <p>8 第1項に規定する容積率の算定の基礎となる延べ面積には、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）<u>第15条</u>の規定に基づき、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物（以下この項において「計画に係る建築物」という。）の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定める設備を設ける部分の床面積の合計（当該床面積の合計が計画に係る建築物の延べ面積の10分の1を超える場合においては、当該計画に係る建築物の延べ面積の10分の1）は、算入しない。</p> <p>付 則 この条例は、昭和62年8月1日から施行する。 中略 附 則（令和4年6月24日条例第22号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（令和4年12月9日条例第61号） この条例は、公布の日から施行する</p> |